



つくばみらい市

議会だより

第23号

平成24年2月16日
発行



変貌するみらい平地区の街並み

平成23年第4回定例会及び
第5回臨時会を開催しました。

主な内容

平成23年第5回臨時会

◎平成23年第5回臨時会は、
11月24日に開催しました。

平成23年第4回定例会(12月)

◎平成23年第4回定例会は、
12月1日から12日までの12
日間の会期で開催しました。
◎第4回定例会では、補正予
算8件及び条例の一部改正
など計16件(請願3件含む)
の議案が提出されました。
議案は、各常任委員会に付
託され、慎重な審議を行
いました。

議案の概要	も	P 2
一般質問	く	P 4
	じ	

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp



会期・日程

● 11 月 臨時会 ●	24 日 (木) 本会議 議案の上程及び説明、質疑、 討論、採決
● 12 月 定例会 ●	1 日 (木) 本会議 開会、会期の決定 請願第 7 号の採決 議案の上程及び説明 2 日 (金) 本会議 一般質問 5 日 (月) 本会議 一般質問 議案に対する質疑 議案の委員会付託 6 日 (火) 常任委員会 経済常任委員会 7 日 (水) 常任委員会 教育民生常任委員会 8 日 (木) 常任委員会 総務常任委員会 12 日 (月) 本会議 委員長報告、質疑、討論、 採決 閉会中の継続審査・調査 閉会

平成 23 年 (11 月) 第 5 回臨時会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
報告第 9 号	専決処分報告について	管理瑕疵による損害賠償の額を定めたことについて報告するものです。	報告
承認第 15 号	専決処分の承認を求めることについて (第 15 号)	平成 23 年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 10 号) について、専決処分をしたので承認を求めます。	承認
議案第 54 号	つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9 月 30 日に出された人事院勧告に基づき、月例給の引き下げ等の措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものです。	原案可決
議案第 55 号	つくばみらい市議会議員定数条例	つくばみらい市議会議員定数を 20 名から 18 名に削減する条例の制定をするものです。	
議案第 56 号	常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について	常総地方広域市町村圏事務組合において建て替える地域交流センターが、平成 24 年 4 月に運営を開始することに伴い、共同処理する事務内容を整理するため、同組合規約の一部を改正するものです。	
議案第 57 号	平成 23 年度つくばみらい市一般会計補正予算 (第 11 号)	歳入歳出それぞれ 719 万 6 千円を追加し、予算の総額を 170 億 4 千 269 万 7 千円とするものです。	

平成 23 年 (12 月) 第 4 回定例会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 58 号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたため、条例中の用語の一部を改正するものです。	原案可決
議案第 59 号	つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例	工場立地法施行規則等の一部改正により、緑地面積率等を定める条例の一部を改正するものです。	
議案第 60 号	つくばみらい市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例	スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたため、条例中の用語の一部を改正するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第61号	平成23年度つくばみらい市一般会計補正予算(第12号)	歳入歳出それぞれ6千720万3千円を追加し、予算の総額を171億990万円とするものです。	原案可決
議案第62号	平成23年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ1億4千805万6千円を追加し、予算の総額を50億8千514万2千円とするものです。	
議案第63号	平成23年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ436万円を追加し、予算の総額を23億5千630万2千円とするものです。	
議案第64号	平成23年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ81万6千円を追加し、予算の総額を11億8千972万円とするものです。	
議案第65号	平成23年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ4万5千円を減額し、予算の総額を5億4千860万6千円とするものです。	
議案第66号	平成23年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ10万円を追加し、予算の総額を5千273万2千円とするものです。	
議案第67号	平成23年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)	収益的収入及び支出で、支出を44万4千円追加し、10億6千826万2千円とするものです。	
議案第68号	平成23年度つくばみらい市一般会計補正予算(第13号)	歳入歳出それぞれ73万6千円を追加し、予算の総額を171億1千63万6千円とするものです。	
発議第4号	つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例	つくばみらい市議会の議員定数が増えることに伴い、常任委員会の委員定数を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものです。	
発議第5号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書	我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するよう、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣への意見書の提出を求めるものです。	

番号	請願・陳情名	結果
請願第7号	「常総地方広域市町村圏事務組合第三次ごみ処理施設管理運営について最大限の透明性、公正性、経済性の確保を図る業務発注を求める意見書」の提出を求める請願	不採択
請願第8号	「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める意見書	継続審査
請願第9号	つくばみらい市議会議員の定数削減に関する請願	不採択
陳情第3号	地球社会建設決議陳情書	全議員及び執行部に配布しました。
陳情第4号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情	
陳情第5号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情	
陳情第6号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書	



聴^ききたい 知^しりたい 市政 一般質問 (要旨)

定例市議会における
一般質問の要旨を掲載します。

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

市街地区の整備について

海老原 弘 議員

●海老原議員 今年度より、都市計画税を導入とすることで住民の負担をいただき、どのように整備をされるのか。旧伊奈地区の谷井田90haと伊奈東60haは、市街化区域になつて30年ぐらいになると思うが、この両地域は、公共下水道の整備がされ

たが、市道と県道について歩道は片側だけである。谷井田では、カスミ付近は段差もあり、また歩道もなく危険である。両地域には、民間住宅造成の時に寄付された土地を公園などに使用しているが、住民管理も大変である。

みらい平地区については、地区人口が約6千人にもなるが現在までの整備状況はどうか。コミュニティセンターの整備もあるが、公園などの整備状況を伺いたい。

●都市建設部長 県道の歩道の段差については、道路の管理者である土浦土木事務所が改善を要望する。道路の補修等については、大変要望も多いが、歩道や道路の路面等の補修は随時速やかに実

施して参りたい。

地区内における公共公益施設の管理や役割については、中心になるのは行政になるのかと思う。ただし、水路等については、福岡堰土地改良区とも協議をしながら、補修、修繕について、現在、維持管理を行っているという状況である。

公園の新たな利用については、谷井田地区内においては数少ない公園となっており、多様に使っていたにいたっている状況にあり、防災の拠点として避難区域等にまず考えられるかと思われる。その他の新たな利用の仕方については、今後勉強していきたい。

次に、みらい平地区は、伊奈・谷和原丘陵部の一休型特定土地区画整理事

業として茨城県が施行し、事業は平成5年から着手し、工事の完了予定及び本換地が24年度末、清算期間を含めると29年度の事業完了を目指している。

現在の進捗状況は、第5回の事業計画の変更を行い、地区計画を含めて西側の整備を実施している。23年7月末現在では、民有地の使用収益の開始状況は約80%となっている。

(掲載以外の質問事項)

☆防災の街づくり

企業誘致向け土地の線引きについて

堤 實 議員

●堤議員 みらい平丘陵部開発地以外の福岡地区から板橋方面のインフラ整備を行い、工場用地を含めた企業誘致が必要である。県の開発地は、地価が高すぎて進出する企業が限られる。開発地以外の山林や畑を指定して線引きし、ここに来てくださいと具体的な誘致が必要である。企業誘致は、全国的に必死になってPR活動をしているが、さらに企業誘致を推進するには、進出しやすい環境の整備が必要と同時に、税金の免除など思い切った優遇措置が必要ではないか。当市は、これから学校の建設、総合病院の誘致やスマートインター等、大事な案件が山積みしている。財源不足の中ではあるが、投資効果のあるところには大いに投資すべきである。そして地元での就職を可能にしてほしい。市長の見解を求める。

●市長 まず福岡地区周辺の工業専用区域周辺の市街化編入については、



新市総合計画でも見直しをかけ、線引き等についても柔軟性を持って考えたい。また都市計画マスタープランでは、新産業複合地または新複合業務サービス地の名称で、産業、商業、流通業務等の土地利用区域を設定し、将来的には用途変更可能な計画としている。

また優良農地は、住宅や工場など色々なものを排除できるように、優良農地として残すことを考えている。台地等については、企業や施設等の誘致、商業部門の誘致も視野に入れながら考えて参りたい。

次に進出企業に対する優遇措置として、固定資産税の3年間免除や市民を雇用した場合の奨励金の交付、また緑地面積等の緩和も行っている。さらに用地のストック制度を設け、福岡地区工業専用区域内で活用されていない土地や建物を市に登録いただき、市ホームページへの掲載も行っている。

また市長就任後に市内の優良企業を訪問し、各企業から市に対する要望を伺うと共に、地元の雇用等もお願ひしている。

次にスマートインターチェンジについては、設置に向け調査しているところであるが、これを実現化することにより、他市町村との差別化を図ることができ、企業誘致に優位な材料になると期待を寄せている。

今後、学校やコミュニティセンターの建設や病院の誘致などについてもかなりの財政負担となるので、歳入と見比べながら計画を立てて参りたい。

●副市長 みらい平地区の土地の価格については、これまでの取引事例等の価格、あるいは不動産鑑定などを踏まえて茨城県が適正な価格と判断しているものと理解している。



福岡地区工業専用区域

企業誘致については、県でも、つくばエクスプレス沿線企業の立地セミナー、大企業の本社が集中する東京に企業立地推進本部を設置するなどして、企業立地に関する税の優遇措置や地区のPRを行っている。今後も県と連絡を密にしながら、企業誘致に努めて参りたい。

(掲載以外の質問事項)
☆人員削減の計画について

みらい平地区小学校建設の具体策について

中山 栄一 議員

●中山議員 県有地の用地取得について、先般同僚議員8名と担当課職員同行のもと知事宛てに適正価格での用地買収の要望書を提出してきたが、平成15年に交わした買収価格協定書の内容や、厳しい財政状況等の説明を受け、県と適正な価格交渉を早急に進める必要性を痛感した。その上で基

本設計、実施設計を進め、建設に向けての本格的作業に入る必要がある。同時に財源についても合併特例債の活用をはじめ、より有利な起債がないか、また県の指導のもと、社会整備交付金をはじめ、国庫補助金の活用などの負担軽減策を図ることも求められる。また新設校開校までの期間は、谷原小、十和小、福岡小での生徒の受け入れ態勢の整備を進め、対応していかなければならない。以上の点について現況と対策をお聴きしたい。

●市長 みらい平地区内の学校用地の取得については、知事や県の幹部との交渉を行ってきたが、今日に至っても合意には至っていない。平成15年に旧伊奈町、旧谷和原村が交わした覚書で、適正な価格の8割で取引を約束し3カ所の学校用地は事業完了までに取得することとなっているが、今の状況では、全ての学校用地の取得はほとんど不可能な状況である。



また、学校用地の無償譲渡や借地についても難しい状況である。今後は、適正な価格での取引を行うこととなることから、市でも、みらい平地区の取引事例などを専門家に調査依頼し、適正価格を見出していきたい。

●**教育長** 学校建設の進捗状況は、基本計画策定委託をしたので、今後は学校建設検討委員会を立ち上げ、施設規模、資金計画、スケ

ジュール整理等、基本的な考え方の整理をしながら検討していく考えである。今後、基本設計の委託、実施設計と進むには、課題を一つ一つ解決しながら進めていかなければならない。最初に予定したとおりいくかどうかは、非常に難しい状



みらい平地区学校建設予定地

況である。用地についても、市の負担軽減を図るため社会資本整備総合交付金が、該当できるか交渉しているところである。合併特例債については、有利な制度であるが、既にいろいろの事業で合併特例債を利用することとなっており、難しいと考えている。

その他の国庫補助制度も活用予定ではあるが、

いろいろな制限があるので、これからの基本設計や実施設計とあわせながら考えていく必要がある。

新設校開校までの対応として、来年度入学するみらい平地区で希望を取ったところ、小張小学校を希望する方が60人、谷原小に46人、十和小に1人、福岡小には希望がなかった。今のところ来年度1年生は、小張小では77人、谷原小では60人、十和小では22人、福岡小は15人の予定である。

(掲載以外の質問事項)
 ☆**小中学校校庭除染後の表土の保管、処理状況と今後の課題**



放射能汚染対策について

川上 文子 議員

●**川上議員** 市民の方々と、家屋や道路等527ヶ所の放射線量の測定を行った。一様に雨どいなどかなり高い数値が出ており、毎時2・97マイクロシーベルトというところもある。国は汚染状況を可視化し、生活圏、子どもの生活の場を優先し緊急に対応することを通知しており、市の責任で対応が必要だ。市は特措法に基づく重点調査地域の指定を希望し、来年から年間1ミリシーベルトを超えた地域の除染計画を作っていくこと

になる。

しかし、特措法は面的に毎時0・23マイクロシーベルトを超える地域の除染費用については財政措置をすることでしているが、それ以外は対象とせず、面的に毎時0・23マイクロシーベルトは超えないが、数値の高いポイントがある地域が残されかねない。そこも含めて市の計画に位置づけ、国や東電に要求していくことを求める。

●**市長** 今年の7月、放射能対策を推進し市民の不安を払拭するため、放射能対策室を生活環境課内に設置し、安心・安全な市民生活の確保に努めているところである。平成24年1月施行の放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を希望することを、11月16日に茨城県へ申し出した。この特別措置法の要件である毎時0・23マイクロシーベルトを、市の除染作業実施に係る基準と考えている。



広域的に実施した測定結果を基に除染計画を策定し、市民の安心・安全のために、全部最終的には除染をしていかなければならないと考えている。執行体制についても、最優先で考えている。

●市民経済部長 国の放射線モニタリングの結果、本市の一部に追加被曝量が毎時0・23マイクロシーベルトを超える地域があるため、今回、市民の安心・安全な生活の観点から県に対し、汚染状況重点調査地域の申し出を行った。

今後のスケジュールとしては、国から放射性物質汚染対策措置法第32条第3項に基づき意見の聴取を受け、汚染状況重点調査地域として指定の手続に入ることとなる。そのため国から示される放射線の測定ガイドラインに基づき、市内を詳細に測定する計画である。その測定結果に基づき、国が当市を重点の除染区域に指定するか決定する。その後、市内において

追加被曝量が毎時0・23マイクロシーベルト以上の区域について、除染実施計画を定める。毎時0・23マイクロシーベルト以下については、国からまだ除染のガイドラインが、正確にどのような方法で行うのか示されていない段階であり、除染の実施計画を策定するに当たり、除染の仕方、財政的なものも検討し、総合的に判断をさせていたきたい。また、除染は子供の生活環境を優先して、効果的かつ円滑に進めて参りたい。

(掲載以外の質問事項)

☆水道事業の地下水利用を

☆防災ラジオの導入を再々度求める

☆幼稚園・保育所施設の耐震補強を



乳幼児医療費助成制度の拡充について

古川 よし枝 議員

てはどうか。

今回、窓口自己負担の肩代わりをやめ自己負担としたことで、市負担は2千600万円の扶助費が削減され、今回の所得制限の撤廃と小学校卒業まで対象拡大は、1千200万円の増額でできたが、今後、中学校卒業まで完全無料化にはどのくらいの経費がかかるのか。

●市長 小児マル福については、これまで小学3年生までの対象であったが、10月から対象を小学6年生まで拡充し、あわせて所得制限もなくし新しくスタートしたところである。これにより子育て世代の経済的支援が図られたものと考えてい

る。

新たに、窓口負担の完全無料化及び中学生まで拡充の要望については、今後の検討課題とさせていただきます。

●保健福祉部長 従来の対象者は約3千200人であったが、10月より2千4人の増となり、合わせて5千208人となっている。マル福制度自体は茨城県の制度であり、県と市が2分の1ずつ負担し、従来の市負担分は約3千471万8千円であったが、制度改正により3千839万6千円を加算し約7千300万円となり、県の負担金を加えると総額で1億783万円の扶助費となっている。

なお、外来自己負担金は、制度改正により本来の県制度に合わせ自己負担とさせていたのだが、自己負担金を差し引いた市の負担増は、従来の制度と比較して1千239万6千円の増額となっている。

●古川議員 今年10月から、当市もこどもの医療費助成制度の所得制限を撤廃し、小学校3年生から小学校卒業まで対象年齢を拡大した。現在、県内30自治体が所得制限をなくしており、市の実施は良かったと思う。しかし、これまで無料だった窓口負担が月に1医療機関で600円、2回まで有料となった。風邪をひくと小児科、耳鼻科と受診することもあり、負担は大きくなる。以前のよ

うに自己負担をなくし、中学校卒業まで無料にし





ついでには、中学生の総数1千165人を対象とした場合、マル福の医療費総額の見込みは4千140万円となる。現在の制度の対前年度比は20%の増となるが、今回の要望では、さらに56%の増額となり、市の負担総額は1億1千450万円が見込まれ、かなりの財政負担となる。

(掲載以外の質問事項)

☆陽光台への新小学校建設について

☆近隣公園「どんぐり公園」に駐車場の整備を

☆環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について



つくばみらい市における高齡社会に対する地域調査と地域政策について

秋田 政夫 議員

●秋田議員 団塊の世代が高齡者になる4年後以降10年間に高齡者人口がピークに達するが、茨城県においても2010年の国勢調査によると65歳人口が前回と比較して22.5%増加し、特に一人暮らしの高齡者が全世界の6.9%を占め、過去最高水準に達したと報告されている。

つくばみらい市においても住民の実態を良く理解し、対策を検討するために、より細分化した地域調査を実施することが必要と思われる。また、

次の7項目①高齡化の推移と予測、②高齡世帯の家族形態、③高齡者を支える生産年齢の推移と予測、④高齡者の就業と所得形態、⑤医療費の動向、⑥国保・介護保険の財政負担、⑦高齡者の生涯学習について説明を求め

●副市長 本市の平成22年度の高齡化率は、県内44市町村中35番目と低い位置にあるものの、間もなく迎える超高齡化社会に対し、今後とも明るく活力あふれる地域であり続けるためには、少子高齡化の問題を市民全体で考え、安心して子供を産み育てる地域づくり、高齡者が生き生きと社会参加できる地域づくりなど、人口構造の変化に的確に対応した仕組みづくりを進めていくことが重要と考える。

●保健福祉部長 ①市の高齡化率は、23年10月現在で21.7%、22年の国勢調査によると23.1%、しかし24年度以降、団塊の世代が高齡者となるこ

とから、26年度には高齡化率は24.2%と予測される。

②高齡者世帯は2千708世帯、ひとり暮らし高齡者も629人。

③23年度までは団塊の世代が生産年齢人口の中に含まれるため、24年度以降は生産年齢人口割合が減少することとなるが、一定の増加があるものと予測される。

④市内の国民年金受給者は平成22年度で6千970人、また厚生年金受給者は、高齡者のみではなく全受給者数で8千715人となる。就業については、市シルバー人材センターに約400人の登録があり、今までの経験を生かした職についている。農業分野では、高齡者が中心となつて働いている。なおアンケート調査では、約2割の方が収入のある仕事をしていると答え



よつわ大学参加者の議会傍聴の様子

ている。

⑤国保会計に占める高齡者の療養給付費は、22年度が86%で毎年5%前後の伸びを示し、今後も同程度の伸びが考えられる。

⑥国保会計では、医療費が保険財政に与える影響は年々大きくなっていく。特定健診の受診率の向上や、市民の方々の健康に関する意識を高めて参りたい。また介護保険は、介護認定者の増加が進み、給付費の増大が見込まれ市の法定負担割合



も増加が続くものと考えられる。市では介護予防事業等の高齢者施策を展開し、また市社会福祉協議会においても各種高齢者事業を実施することにより、尊厳を保ち、住みなれた地域で充実して生活ができるように努めて参りたい。

●**教育長** ⑦高齢者の生涯学習として、よつわ大学を開設し23年度は119人が受講している。その他、高齢者が仲間をつくって活動できる機会や元気で長生きできるようにいろいろな活動に取り組んでいるところである。また各学校単位でも、高齢者と子供たちの触れ合う機会をつくっている。さらに年代を超えた触れ合いができる組織として、総合型地域スポーツクラブの設立が進められている。

大震災で発生した瓦礫及び有害残土の対応について

坂 洋 議員

●**坂議員** 東日本大震災で発生した大量の瓦礫は宮城県では年間ゴミの19年分、岩手県では11年分に相当する。両県内のゴミ処理施設では処理しきれない為、他の地域の自治体に受け入れを求め、現状があるが、全国的な広域処理の取り組みは殆ど広がっていない。我が市から協力の形を作ってはと考えるが、市長の見解を伺いたい。

また、その一方で林の中や道路脇に大きなぼた山のように盛土されている場所があるが、不法投

棄現場、不法堆積現場が市には幾つあるのか。不法に持ち込まれる有害残土や瓦礫に対する今後の監視体制、未然防止対策についても伺いたい。

●**副市長** 今回の大震災による津波の影響で、被害を受けた市町村から大量の災害廃棄物として瓦礫が発生し、他の自治体に受け入れを求めている現状は把握している。しかし、市内には受け入れを行うことができない処理施設がなく、また、市の廃棄物処理施設の一つである常総環境センターでも、受け入れは難しいというのが現状である。

また、放射線に汚染された災害廃棄物である土や瓦礫等の不法な持ち込みについては、平成24年1月1日に施行される放射性物質汚染対策特別措置法で規制されるが、それまでの間は災害廃棄物以外の廃棄物も含め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは市の環境保全条例で規制して参りたい。

●**市民経済部長** 有害ということではなく、普通の残土を堆積しているところは20力所程度ある。また、建設ガラクは1カ所という報告がある。現在、有害残土を盛土しているところは把握していない。

放射線を含む残土については、来年1月に施行される放射性物質等汚染対策特別措置法で規定されるので、関係法で規制がされるものと思っている。

市としては、一般的な土、残土の盛土については、現在、市環境保全条例で定めたものがあるが、現在、この改正作業を行っているところである。いろいろな問題もある。残土条例等を新たに制定したいと考えている。

☆PCPBについて
(掲載以外の質問事項)



放射線対策について

染谷 礼子 議員

●**染谷議員** 福島第一原発事故から9カ月が過ぎたが、今だ収束の兆しは見えず、住民への被害と不安は拡大している。市においても放射能から市民を守るための最善の努力をしている。そこで、12月1日から空間放射線量測定器の貸し出しをしているが、利用状況について伺いたい。

また市民の多くが放射能への関心が高く、個人で線量計を購入し測定をしている方も増えているため、詳しい測定場所や対処方法について、測定



ガイドラインや除染マニュアルを策定し、広く情報提供をしてはどうか。そして市内の汚染状況が一目でわかる放射線量マップを作成し、市民の不安を少しでも和らげる取り組みも必要ではないのか。最後に、現在放射能対策室を設置しているが、今後長期化することが考えられるので、その対策強化のため、放射能対策課を設置してはどうか。放射能対策について伺いたい。

●**市民経済部長** 市では現在 8 台の放射線量測定器を購入し、市民の方に貸し出しを行っている。11 月 28 日から 12 月 1 日までの 5 日間で 260 名の予約があった。予約状況は 12 月の土・日曜日は既に一杯であるが平日はいくらか余裕がある。



市内全域の放射線量の調査測定をする市職員

1 月以降は、若干土日が埋まっている程度である。また測定器の貸し出しの際には、職員が市民の方に利用方法を説明している。返却のときに宅内の測定状況を聞き、市民の皆様方の測定状況を把握して、これからの除染関係の資料としたい。

●**副市長** 放射能の値が高い地区・地点の対応方法は、現在、測定器を貸し出す際に除染マニュアルを渡しているが、一般の方にも広く知ってもらうため、チラシの配布、市ホームページへの掲載などの方法が考えられるので、今後検討して参りたい。

汚染の地点が高いところは、その敷地内で別のところに埋めて、さらに土砂をかぶせる方法で、現在、各小中学校で行われた方法を取りあえずやっていたりすることになる。

放射線の測定マップについては、現在、汚染状況重点調査地域の指定の申し出をしているので、市内の地域を調査することとなり、それが測定マップとして、結果的に市内の状況が分かるものができるかと考えている。

放射能に対する強化として放射能対策課の設置の提案に対しては、まだ 12 月に放射能対策室の職員を 1 名増員したばかりであり、今後の状況を踏まえ検討したい。放射能の問題は、市民の方が非常に

常に関心を持っていることなので、市としてやるべきことを十分にやっていく必要があると考えている。

(掲載以外の質問事項)
☆教員のメンタルヘルスについて

違法埋め立てについて (盛土も含む)

今川 英明 議員

●**今川議員** 残土条例制定や規制の強化等に関しては、平成 22 年 12 月より内部協議をしているようである。その中では、単なる改正にとらわれることなく詳細な部分まで、関係部署、関係機関及び顧問弁護士と充分協議の上で改正することが望ましいと話し合われたようである。そして近隣では審議会や調査会の設置、警察官の常駐や警察 O B の採用も行っていることから、市独自の採用についても話し合われたようである。また、例えその対応相手が暴力団等に関わっている場合でも、毅然とした態度で臨まなければならぬと協議されている。これはもう普通の対応ではだめなので、各関係部署や警察、土地改良区がみんな英知を出し合って対応しなければならぬと思う。絶対にストリップさせる信念と決意を持って、今後どのように対応するのか伺いたい。

●**副市長** 今後の対策として、このような埋め立てや盛土の問題に対しては、いち早く規制しなくてはならないことから、環境保全条例の改正、あるいは土取り条例、そして残土条例の新規制定の作業



を現在進めているところである。

また各市町村が、警察官あるいは警察官OBを採用し毅然とした態度で規制に当たっていることについては、本市も茨城県警察本部や常総警察署と連絡を密にし、人員の派遣を要請しているところである。また警察官による各種取り締まりもお願いしている。

●**市民経済部長** 現地を調査するとき、生活環境課では少ない人員体制であるので、関係する課と連携をとり連日のように現地の調査をするようにしている。基本的には、職員の安全が大事なので十分に気をつけて行いたい。

また関係機関との協力については、当市の内部機関はもとより土地改良区、警察、地元の区長さんと情報交換しながら的確に進めて参りたい。

●**農業委員会事務局長** 今後、県及び関係機関並びに市役所内の関係課と調整し、連携をさら

に強化して是正に努めたいと考えている。

(掲載以外の質問事項)

☆ALITについて

☆行財政改革について

福岡地区とその他の地区における違法埋め立てによる問題のその後について

倉持 悦典 議員

過を説明願いたい。また9月の議会で約束した残土条例制定の進捗についても説明願いたい。

これに対応するには、

関係住民に対する啓蒙も最重要と思うが、市役所の関係各課や茨城県、農業委員会、土地改良区、警察、国交省、議会、区長会とあらゆる関係機関が、一緒になってこれに対応する組織を新設し、情報の共有化を図り一体となつてあらゆる現行の法令を駆使して対処すれば阻止は可能と考えるが、市の見解を伺いたい。

●**市民経済部長** 現状の北山地区については、土地の隆起や排水路の損傷の復旧工事が終わっていない状況である。市条例に基づき、現在、高く盛土をした土地については是正を指導し、隣地の田は許可をとっていないことから、農業委員会と連携をとり指導している。

次に条例改正の進捗状況は、市環境保全条例の中の盛土に関する関連部分を抽出し、先進市の条

例を調査し今まとめていく。現在の条例で規制していない一時堆積行為、災害廃棄物や放射線についても研究し、十分内容の濃いものとしたい。

また、新たな条例をつくる場合には、罰則規定について、県の関係部局や検察庁と調整が必要となることから、的確に進めて参りたい。

●**都市建設部長** 福岡地区、北山地区の埋め立てにより破損した市道は、埋め立て業者に対し原状復帰を指導し、業者から残土の処理や福岡堰土地改良区のパイプラインの復旧工事が終わった段階で、道路復旧工事を施工するとの回答を得ている。

他の地区においても、大型ダンプカーの通行等により破損した市道は、随時現場を確認し、復旧について道路使用者に指導している。

●**農業委員会事務局長** 北山地区については、5月に市農業委員会会長名で茨城県南農林事務

所に違反事案報告を行った。8月には県と市農業委員会では施工業者に農地転用違反是正通知を発送し、その後には改善実行報告書と是正計画書が提出された。市農業委員会には農地法の許可、不許可の権限委譲がないことから県へ書類を提出した。

今後、改善の工事が全て終了していないので、市関係各課はもとより、警察、関係団体等と情報を共有しながら連携を強化し、県の指導等を仰ぎながら一緒に問題の解決に向け努力して参りたい。

●**副市長** 来年4月予定の組織改革の中で、廃棄物対策室を設けることとしている。最近の不法投棄の増加や悪質化により廃棄物対策の推進が困難になってきているため、監視、取り締まりの強化を図るために設置するものである。また各種関係課を集めたプロジェクトチームの設置に向けても検討して参りたい。



討 論

第 4 回定例会

請願第 7 号 「常総地方広域市町村圏事務組合第三次ごみ処理施設管理運営について最大限の透明性、公正性、経済性の確保を図る業務発注を求める意見書」の提出を求める請願

※川上議員から賛成討論がありました。

第 5 回臨時会

議案第 54 号 つくばみらい市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

※古川議員から反対討論がありました。

議案第 55 号 つくばみらい市議会議員定数条例について

※川上議員から反対討論がありました。

※山崎議員から賛成討論がありました。

※中山（栄）議員から

賛成討論がありました。 ※倉持議員から賛成討論がありました。

倉持議員が辞職



倉持悦典 議員

このほど倉持悦典議員より議長あてに辞職願が提出され、1月31日付で許可されました。

「みらい平地区 学校建設に係る要望書」を茨城県へ提出

11月29日、つくばみらい市議会では、「みらい平地区学校建設に係る要望書」を、茨城県副知事

に手渡ししました。

市では、みらい平地区の人口増加と共に急増する児童・生徒数に対応するため、陽光台3丁目の学校用地に小学校を建設することを決定した。

しかし市の地方債現在高は300億円を超え、みらい平駅周辺地区への学校や行政施設等の建設、また合併特例債事業の道路整備など、厳しい財政状況にあることから、市議会としても執行部と共に学校の早期建設を推進するため、学校用地を含む公共用地及び建設に係る事業費の市負担の軽減を県に要望した。



要望書を上月副知事へ手渡す松本議長

◆インターネット 録画中継配信中

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

音声による議会日より

議会日より第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会日よりを始めました。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会日より・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも目の不自由な方々を対象に、無料でカセットテープの貸し出しをしています。音声による議会日よりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。ぜひ、お聴きください。

◆会議録の公開について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から3カ月後となります。



小中学生のみなさんが議会を見学!!

市立谷井田小学校（廣瀬校長）6年生、板橋小学校（東郷校長）6年生、小張小学校（直井校長）5年生のみなさんが、議会の一般質問を傍聴しました。

感想文をお寄せ頂きましたので、その一部をご紹介します。

なお、市議会では、21世紀を担う子供達に小中学生の時代から議会に興味を持っていただき、市民にとってより一層身近で親しみやすい議会を目指す取り組みを平成20年度より開始し、市内小中学校単位での本会議傍聴を促進しています。

谷井田小 6年1組 富田 夏帆 さん

私が市議会を見学して心に残ったことは、二つあります。

一つは、発表している議員の意見を、他の議員さん達や市長さん達がとても真剣に聞いていたことです。私が想像していた以上に、きんちょう感がただよっていて部屋に入った時、正直ビックリしました。

もう一つは、どの議員さん達からも「つくばみらい市をもっとよくしたい。」という想いが伝わってきたことです。私達が安全に楽しく生活できているのは、こうして議員の方達がいろいろ考えてくれているからなんだな、と実感することができました。

市議会を見学するのは、初めてだったので、とてもいい経験になったと思います。



谷井田小学校6年1組のみなさん

谷井田小学校6年2組のみなさん



谷井田小 6年2組 中山 愛沙 さん

私は議会を見学して、最初にやっていたのは震災についてでした。つくばみらい市は被害が少なくてよかったと思いました。でも市の議員たちは今もボランティアをしているらしいので、すごいと思いました。

次は人員削減のことでした。つくばみらい市の借金300億円、日本の借金1000兆円だと聞いてとてもおどろきました。市長さんは自分の給料を30%カットしたのはとてもえらい人なんだな、と思いました。

企業誘致についてで、自分達の将来が考えられていることを知って、うれしかったです。

これからは、少しずつ政治のことを知っていこうと思いました。



板橋小 6年1組 海老原 美夢 さん

私は、今日初めて市議会を見学して、議員のみなさんは、私たちの生活が良くなるために、いろいろなことを考えてくれているのだと思いました。市議会では、聞く方も話す方もとても真げんでした。除染作業の放射能問題や、みらい平にできる新しい学校について話しあっているのをみて、「こんな風に話をしてくれる人がいるから、つくばみらい市は毎日新しくなっているんだ。」と改めて感じました。

これから起こるかもしれない様々な問題が、今日みたあの場で解決されるかと思うと、どんな話し合いが行われるのか、とても興味深く、また見学に行きたいと思いました。今日はとても良い経験ができました。ありがとうございました。

板橋小学校6年1組のみなさん



板橋小 6年2組 中山 諒 さん

つくばみらい市議会を見学して感じたことは、まず、とにかく広がったです。話し合いの席など、いろいろな部屋があり、一人だったら迷いそうでした。それに本会議を行っている間の議員や議長さん達の態度は、堂々としていてとても頼もしかったです。

最近の問題について、例えば、しん災でのほうしゃのうを、どう対処したらいいのか、また、小学校の転校生の希望数についてなど、具体的に分かりやすく説明している姿に、やはり頼もしいなあと改めて感じました。今回、ほうしゃのう除染作業の話し合いの途中で、時間がきてしまいました。その後、どのように話し合われたのか気になります。また機会があれば傍聴してみたいです。

板橋小学校6年2組のみなさん





小張小 5年1組 わたなべ 渡辺 ちひろ 千尋 さん

私は、初めて市議会を見学しました。私が思っていたよりも広がったので、おどろきました。議員さんが発言することは、内容がまとまっていて聞きやすかったです。また、議会をすところは、とても静かできんちょうしてしまいました。みなさんととても集中しているのだから、と感心しました。熱心に、つくばみらい市について考えてくれているとわかって、私は、議員さんや市役所のみなさんに感謝したいと思います。

私はみなさんのように、つくばみらい市のためにできることは少ないので、たくさん勉強して、いつかつくばみらい市の役に立つことができるようになります。

小張小学校6年1組のみなさん



小張小 5年2組 みょうじん 明神 こなつ 小夏 さん

私たちは、12月5日に市議会を見学しました。市議会では、つくばみらい市について議員さんたちが話合っていました。私は、市議会は議員さんたちだけでやっていると思っていました。でも見学に行くと、議員さんだけでなく教育長さんなども参加していることを初めて知りました。議員さんや教育長さんなどの他にも議長さんや事務長さんがいました。

話し合いでは、つくばみらい市だけでなく、守谷市や取手市などのまわりの市もさん考にしていました。私には、むずかしくてわからない内容もありましたが、全員がとてもしんげんに話合っていました。市議会でもっといい市になったらなぁと思いました。

小張小学校5年2組のみなさん





あなたの写真を議会だよりに掲載しませんか？
詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

掲載写真募集！

議会TV放映中



議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。

市議会を傍聴しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢を記入していただくだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎 3 階です。

◎第 5 回臨時会 傍聴者数 102 人 ◎第 4 回定例会 傍聴者数 237 人 (内小学生 197 人)

会期日程のお知らせ

月 日	曜日	会議	内 容
3月6日	火	本 会 議	開会
3月7日	水		議案の委員会付託
3月8日	木	特別委員会	予算特別委員会
3月9日	金		
3月13日	火	常任委員会	総務常任委員会
3月15日	木		教育民生常任委員会
3月16日	金		経済常任委員会
3月19日	月		
3月22日	木	本 会 議	一般質問
3月23日	金		一般質問、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

平成 24 年第 1 回定例会は、次のとおり開催される予定です。

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。

編集後記

現在の議員の任期も今月末日までです。3月1日からは、新しく18名による市議会がスタートします。地方分権を推進する上で、地方議会が果たす役割と責任は、ますます大きくなっていきます。

住民の代表機関である地方議会は、地域住民の多様な意見をくみ上げ、行政運営に反映させるため、執行機関に対する監視機能を一層充実していく必要があります。

また、多くの市民の方が議会及び市政に関心を持っていただけるよう、「議会だより」等で議会活動の情報発信にも努めなければなりません。

3月からは、新たな委員により「議会だより」の編集が行われます。多くの市民の方に読んでいただくため、分かりやすく親しみやすいものになるよう、ご意見ご感想をお寄せください。

議会広報特別委員会一同

◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。
〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp